

誓約書

私は、三重県まん延防止等重点措置等に伴う営業時間短縮等の要請に基づき、「三重県飲食店時短要請等協力金（第4期）【早期支給】」の支給を申請するに当たり、下記の内容について誓約します。

記

1. 県の営業時間短縮等の要請に応じており、申請要件をすべて満たしています。また、令和3年8月20日以降の酒類提供停止、カラオケ設備の利用自粛を伴う営業時間短縮要請等の要請内容を遵守します。
2. 要請期間中、県の要請に応じて営業時間を短縮していることや酒類及びカラオケ設備を提供しないことを店舗に掲示します。また、その記載に偽りはありません。
3. 業種に係る営業に必要な許可をすべて有しています。また、飲食店等を営む大企業ではなく、売上高方式を選択できる事業者であることに相違ありません。
4. 申請受付要項の内容を確認しており、申請書及び添付書類に記載した内容に偽りはありません。虚偽が判明した場合は、支給された協力金を全額返還することに応じます。
5. 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が三重県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団関係者に該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団及び暴力団関係者が経営に事実上参画していません。
6. 申請内容（個人情報含む）の取り扱いに関して、協力金の審査・支給に関する事務に限り、三重県が委託する事業者と共有することに同意します。また、営業に関して必要な許可等の申請書類について、行政機関等への申請情報等と照合することに同意します。
7. 他の行政機関等が支援金等の支給要件の該当性等を審査するため必要な場合であって、当該審査に必要な限度で、本協力金の申請書及び提出資料に記載された情報を当該他の行政機関等の求めに応じて提供することに同意します。
8. 申請内容の不備等が、三重県の指定する期間内に解消しなかった場合は、三重県が、申請者は協力金の早期支給を受けることを辞退したものとみなすことに同意します。
9. 早期支給を受けた場合、必ず、県の定める期間内に要請期間終了後の「本申請」を行います。本申請を行わない場合又は本申請における審査にて協力金支給対象外であることが判明した場合、早期支給を受けた協力金の全額を、県の定める期限までに返還いたします。

令和3年 月 日

三重県知事 へ

法人本店所在地又は
個人自宅住所

法人名（法人のみ）

申請における法人の
代表者職・氏名又は
個人氏名

※必ず、申請書兼請求書に記載した**法人の代表者又は個人事業主が自署**してください。自署できない場合は記名押印でも可能ですが、その際の印は、必ず、**代表取締役の印（又は個人事業主の印）**を押印してください。（社印は認められませんので、ご注意ください。）